

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「事業場」という。）に雇用され、B所在のC営業所を派遣元事業場とする派遣業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、請求人は通勤途上のD駅構内で、階段を下りているときに転倒（以下「本件災害」という。）し、差し歯が取れて前歯が破折したため、同日、E歯科を受診したという。
- 3 本件は、請求人が本件災害は通勤途上の災害であるとして休業給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件災害が、通勤災害によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件災害の経過について、請求人は、要旨、「職場に向かうため、午前〇時頃自宅を出て、D駅構内のF線のホームから地下に降りる階段で前に転んでしまい、治療中で差し歯をしていた前歯の上2本をぶつけ、差し歯が取れて2本とも折った。通勤時間帯であったが現認者はいない。」と述べ、また、本件災害の後の行動について、請求人は、「歯が折れて痛かったので、出勤しないで帰宅して、自宅近くのE歯科に受診した。」と述べている。

他方、請求人は、審査官に対する審理時の申立て及び不服申立て理由書において、要旨、「本件災害で折った歯は前歯の3本であり、転倒する以前に折れていた歯はなかった。事故当時は記憶があいまいであったが、本件災害後、経済的な理由で夕方まで痛みを耐えながら勤務し、1時間前に帰らせてもらった。」と当初とは異なる内容の申立てをしている。

この点について、事業場の当時の労働条件通知書によると、請求人が被災したと主張する平成〇年〇月〇日の就業時間は午後〇時から午後〇時までと記載されていることに加え、事業場の支払一覧表によると、請求人は本件災害当日は、同時間勤務していたことが確認される。

- (2) 次に、請求人が本件災害当日に受診したと申し立てるE歯科の診療録により請求人の受診日を確認すると、平成〇年〇月〇日に受診した次の受診日は平成〇年〇月〇日であり、この間、本件災害当日を含め、請求人が受診した記録はない。

また、同歯科医院のG医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「負傷部位の上右第1切歯を抜歯したのは平成〇年〇月〇日であり、上右第1切歯の抜歯と、本件災害との関連性はないと思われる。災害発生時には上右第1切歯は存在しない。」と述べている。

- (3) 本件災害の経緯等は以上のとおりであり、一件記録を精査するも、請求人の主張する通勤途上の災害の発生については、現認者もなく、請求人の自訴のみであり、その災害の事実を裏付ける客観的な資料は認められない。

また、当日の本件災害後の状況について、請求人は、痛みに耐えながら夕方まで勤務したと述べているが、前記（１）でみたように、事業場の支払一覧表等に請求人の勤務が午後〇時からであったと記載されていることに照らすと、勤務事実に係る請求人の主張は資料とは矛盾しているというほかない。

- （４）なお、念のため請求人の主張する負傷についてみると、請求人による破折した歯の本数や災害発生前に折れていたかに関する申立ては、内容が変遷しており、その詳細は明らかでない。また、請求人は被災した当日に受診した旨述べているところ、請求人が本件災害当日にE歯科を受診した事実は、診療録からは確認し得ない。さらに、G医師は前記（２）の意見書において、要旨、「本件災害前である平成〇年〇月〇日に上右第1切歯の1本を抜歯したことから、本件災害により前歯を折ったとの請求人の主張には矛盾を感じる。」と述べていることから、本件災害により破折した事実を認める余地はない。
- （５）以上を総合すると、当審査会としては、決定書で説示するとおり、請求人が主張する本件災害事実を認めることはできないと判断する。したがって、休業給付の支給は認められないものである。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。